

## 1.12 危機管理

＜2003年度に設定した目標＞

1. 自然災害から身を守る方法の研修
2. 全構成員の日常的な危機管理意識の醸成
3. 広報室、広報会議による情報の一元管理
4. 建物、情報インフラの整備・点検

### 【評価項目 17-0-1】 災害に関する危機管理

- (KG1) 建物の耐震性等の点検
- (KG2) 代替施設・設備の整備
- (KG3) 通信機器の確保
- (KG4) 最小限生活品の確保
- (KG5) 災害対策本部規程・災害時マニュアルの整備
- (KG6) 避難経路の確認
- (KG7) 連絡網の整備

(現状の説明)

#### 1. 建物の耐震性等の点検

建築基準法は1950年に制定されて以来、数次の改正が行われ、現行のいわゆる新耐震設計法（1981年）に至っている。そのため、既設の古い建物の中には構造的に既存不適格なもの（旧耐震設計法等による）が多く、1995年1月の阪神・淡路大震災によってこの点が大きくクローズアップされ、耐震診断および改修の重要性が再認識された。

この震災の際、西宮上ヶ原キャンパスでは震度6程度の激しい揺れがあったにもかかわらず、被害が僅少に押さえられた。これは次のような理由であったと思われる。

- ・近年のキャンパス再開発によって多くの建物を建て替えており、その設計時に耐震設計法（新旧含む）を順守することはもとより、構造的に更なる安全を十分に考慮し、施工時においても配筋検査などを徹底して行い品質管理に努めた。
- ・キャンパス内には昭和初期に建てられた建物も多く存在していたが、これらの建物は構造的にきわめて強固に建てられていた。

#### 2. 代替施設・設備の整備

西宮上ヶ原キャンパスの場合、全給水量の約70%を井戸水で賄っており、阪神・淡路大震災では受水槽などは破損したものの、井戸本体そのものには異常がなく、震災直後は公共水道と同様に断水を余儀なくされたが、公共水道の復旧より相当早く震災発生後2～3日で給水を再開することができた。この震災では幸いにも井戸本体に被害がなかったものの、その後、経年劣化が進んでおり、震災のみならずさまざまな要因にて使用不能になる可能性があるため、不測の事態に備え2003年度には新グラウンドに新たに公共水道の引き込みを行った。

#### 3. 通信機器の確保

NTTとの交渉により、緊急時優先電話として3回線確保している。特に学生との連絡が頻繁にある部課を中心に20部課に携帯電話を配備している。

高等部と中学部については、2001年10月より『県警ホットライン』（緊急通報装置）を設置している。

#### 4. 最小限生活品の確保

阪神・淡路大震災の教訓をふまえて、食糧、医療品などの最小限生活品の確保は必要であるが、予算との関係からも現状ではできていない。

#### 5. 災害対策本部規程・災害時マニュアル・学費減免措置の整備

阪神・淡路大震災からの復旧過程において、体験を活かす形で災害対策本部規程および学生向けの災害時マニュアルを作成している。また、震災時に行った学費減免措置の体験を活かし、震災、台風等激甚災害指定・災害救助法適用地域の受験生や実家のある学生への学費等減免措置も制定されている。

#### 6. 避難経路の確保

阪神・淡路大震災以降、西宮上ヶ原キャンパスおよび神戸三田キャンパスの学生・教職員が利用する主だった施設の避難誘導灯（消防法対応）および非常灯（階段・地下部分）の再整備を実施し、現在では震災等で停電になっても最低20分は非常灯が点灯し、避難出来るようになっている。また、屋外については本学のキャンパスは郊外型キャンパスで随所に広場・グラウンドがあり、それらが取りあえずの避難場所となる。

#### 7. 連絡網の整備

災害が発生した場合に、いかに情報を早く知り、いかに早く学生・生徒、教職員に対して情報を伝達できるかがポイントとなる。災害時には直ちに緊急時に対応するホームページに変更するようにしている。

現在、「勤務時間内緊急連絡網」および「勤務時間外緊急連絡網」を策定し、なにかことが発生した場合の連絡網を整備しており、必要に応じて所属の教員や学生・生徒に周知するようにしているが、後段の連絡網に関しては、インターネットを活用した伝達は可能であるが、より極めの細かい連絡網に関しては各管理職者にその判断が委ねられているため、詳細は不明な状況である。

### （点検・評価の結果）

#### 1. 建物の耐震性等の点検

既存建物の内、新耐震設計法施行以前の主な建物については、文部科学省が設置した学校施設の耐震化推進に関する調査研究協力者会議が2003年4月にまとめた「学校施設の耐震化推進について」に基づいて、2004年度より耐震化優先度調査を順次実施しており、その結果は問題のない建物がほとんどであるが、問題のある建物については、順次、計画的に補強している。なお、今後4年以内で、1981年以前の主な建物についての耐震診断を終了させる予定である。

#### 2. 代替施設・設備の整備

井戸水への依存度が高いため、震災のみならずさまざまな要因にて井戸水が利用不可能になった場合の対策は、新グラウンドへの公共水道の引き込み工事や学内の使用水量を減少させる節水器具への移行などの工事を行って、井戸水への依存度の軽減を図っている。また、近年は仁川井戸の水質が悪化傾向にあり、その対策としては、仁川井戸水

を便器洗浄水として使用し、水質悪化しても中水道として利用できる工事を行っている。

### 3. 通信機器の確保

現状で特に問題はない。

### 4. 最小限生活品の確保

学生・生徒・教職員を合わせると20,000名以上の者が在籍しているため、最小限の生活品といっても莫大な量になり、実際には困難である。

### 5. 災害対策本部規程・災害時マニュアル・学費減免措置の整備

現状で特に問題はない。

### 6. 避難経路の確保

避難誘導灯と非常灯の点検は、毎年実施しており、性能が低下した物については取り替えるなど、適切な処置を講じており、緊急に対応しなければならない大きな問題はない。

### 7. 連絡網の整備

今のままで十分であるとの評価もできるが、機能しなければ意味がないため、さらに工夫してより機能が果たせるようにする。

## (改善の具体的方策)

### 1. 建物の耐震性等の点検

耐震化優先度調査結果を踏まえ、耐震診断の非常に悪い建物については、2005年度以降、順次補強についての可否、手法、費用等について検討を行い、できる限り早く、耐震補強等を行っていく。なお、今後も新築、増築、改修の折りには、大規模地震を想定し、今までにも増して設計管理、品質管理を徹底して行う。

### 2. 避難経路の確保

今後、計画を行う新築建物（改築含む）については、既存建物よりさらに安全性を高めるため、廊下および階段の幅、避難経路の数、安全灯の設置台数などを十分に考慮した建物にする。

### 3. 連絡網の整備

本学構成員全体の連絡網の把握を行っている部局がなく、「勤務時間内緊急連絡網」および「勤務時間外緊急連絡網」を管理職者に配付した後の各部課からの教員、学生・生徒への連絡網につき把握に努める（具体的な連絡網を収集するのではなく、どういった流れになっているのかを把握する）と共に、全体的な流れ図を策定し、ことあれば全構成員に連絡がまわっていることが確認できるようにする。

## 【評価項目 17-0-2】 災害以外の危機管理

### (現状の説明)

危機管理の目的は、第一に、組織にとって致命的となる「危機」、致命的とはいえないが組織に損失をもたらす「リスク」の発生を可能な限り抑止すること、第二に、発生した場合に速やかに対応し、被害を最小限にとどめること（ダメージコントロール）である。大学にとっての危機管理の対象になる災害以外の事態は、主として、いわゆる不祥事であ

り、次のようなものが予測される。

- ①セクシャルハラスメント、アカデミックハラスメント
- ②交通事故、窃盗など学生、教職員が学外で起こした事件
- ③「カラ出張」などの経費の不正支出
- ④故意、過失による学生、卒業生に関する個人情報漏洩
- ⑤講義、実験、実習などの正課教育中に発生した事故
- ⑥正課外の活動中の事故
- ⑦入試問題の漏洩、出題ミス、採点ミス
- ⑧虚偽申告等の法人としての不法行為

ハラスメントに関しては人権教育に係わる問題として相談員制度を中心とした体制があり、評価も独自項目が設定されている。また発生の抑止についても同様である。

個人研究費、学会出張費に関する書類は、学部事務室、担当事務室が一次的に検査し、財務課が二次的に検査することにより、疑義ある場合には該当する教員に確認し、不正支出が行われないようにしている。また、科学研究費補助金については、2005年度から大学に交付されようになり、研究支援課が全学の支出の一括管理を行っている。また、年に2回内部監査室による抽出検査、また年に1回監査法人による監査も行っている。その他共同研究費についても研究支援課が一括管理している。

2005年3月に「個人情報管理規程」を定めた。規程の中では、管理単位ごとに個人情報管理者を置き、定期的に所属教職員を対象とした個人情報管理に関する教育を行うことになっている。情報システム室などで一括して管理している情報だけではなく、学生の成績など教員が管理している個人情報も少なくない。故意、過失いずれにおいても直接の担当者および使用者としての法人の賠償責任は逃れることができない。また、業務を委託した業者の故意、過失による漏洩についても使用者責任をとる必要がある。

入試問題に関しては「1.3 学生の受け入れ」の項を参照。また、その他については現状では担当者にまかされており、意識的な発生抑止の体制はない。

ダメージコントロールは、大学においては社会に対する説明が大部分を占めており、危機管理広報と並行して行われている。

#### (点検・評価の結果)

予測不能な危機は起こりうる。しかし、予測可能なリスク・危機に対して発生を可能な限り抑止する方策はとらなければならない。正課、あるいは正課外活動における事故に関しては、学生部が対応している。また、ハラスメント関連は総務部と学長室が、入試問題の関連は入試部が対応している。

これら以外で最も可能性の高いリスクは個人情報漏洩に関するものである。管理体制については、規程が制定されたばかりであり十分な体制が整っているわけではない。管理者による所属教職員に対する教育は行われていない。

#### (改善の具体的方策)

個人情報漏洩に関しては、規程を定めるだけでは、漏洩を阻止することはできないし、

使用者としての法人の責任は逃れることはできない。教員の成績の管理などについても、担当者の負担とのバランスをとりながら、具体的指示を行い、徹底することが必要である。危機管理におけるダメージコントロールは、社会に対する説明、すなわち広報によって社会的評価の低下を防ぐことにより行われる。予測可能なリスクに対しては、発生抑止のための方策がとられていたかが、説明の中心となる。また、事態の発生をいち早く捉え、致命的な危機に発展する前に、管理することも重要である。従って、危機管理広報と、危機管理とが連携する体制を整える必要がある。

### 【評価項目 17-0-3】 危機管理における広報体制

#### （現状の説明）

大学にとって社会的評価は最重要な財産であり、金銭的な損失を除くと社会的評価の喪失が大学にとっての損失である。従って、ダメージコントロールは、危機管理における社会に対する説明によって行われるので、広報が大きな役割を担っており、現実には広報対応と並行して進められている。

危機管理広報の体制は、情報の広報部門（広報コアグループ）への集中を原則としている。広報コアグループは常務理事、常任理事、副学長、学長補佐、広報室長、学長室長からなり、当該部局の協力を得る。必要に応じて広報コアグループが招集される。情報の発信は広報コアグループの決定により行われ、当該部局または個人の判断による発信は行わないと決められている。

#### （点検・評価の結果）

広報コアグループは、不完全な形である場合も少なくないが必要に応じて招集され、機能している。情報発信の管理もほぼ実現されている。しかし、第一報が、問題の発生からの時間が経過した時点で行われたために、ダメージコントロールを難しくしている場合が多い。危機管理における広報は最初の対応が決定的であり、初期対応の失敗により、リスクは致命的な危機へと発展する。早期に事態を知り、対策を考えることはきわめて重要である。

#### （改善の具体的方策）

情報の集中は実現されている。また、情報の発信についてもほぼ一元化は実現している。しかし、第一報が遅れがちである。現在、不祥事に対する情報は当該部局の責任者が、法人関係であれば事務局長、大学関係であれば大学事務局長に伝達することになっている。不確実な情報であっても第一報を、当該部局の責任者だけではなく、法人部、学長室に直接伝えることを明確にする必要がある。